

# 第2回水道事業基盤強化方策検討会

水道事業の認可等の権限移譲に係る  
要件の対応状況等について

平成27年10月20日

福島県保健福祉部食品生活衛生課

# 1 福島県の水道について

## ■地勢

福島県の面積は、13,783.75km<sup>2</sup>で、北海道、岩手県に次いで全国3番目の広さ。

広大な県土、低い人口密度、大きな森林面積が特徴。

地形的特徴から中通り、浜通り、会津の3つの地方に大別される。

阿武隈川が中通り地域を北上し宮城県へ、阿賀川及び只見川が会津地域を縦断し新潟県へ流れている。

2級河川は、浜通り地域に分布する。

## ■人口

1,926,762人(平成27年8月1日現在推計人口)

## ■水道普及率(平成25年度末現在)

89.9%

※ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、一部市町村において給水人口の計上が不可となっている。

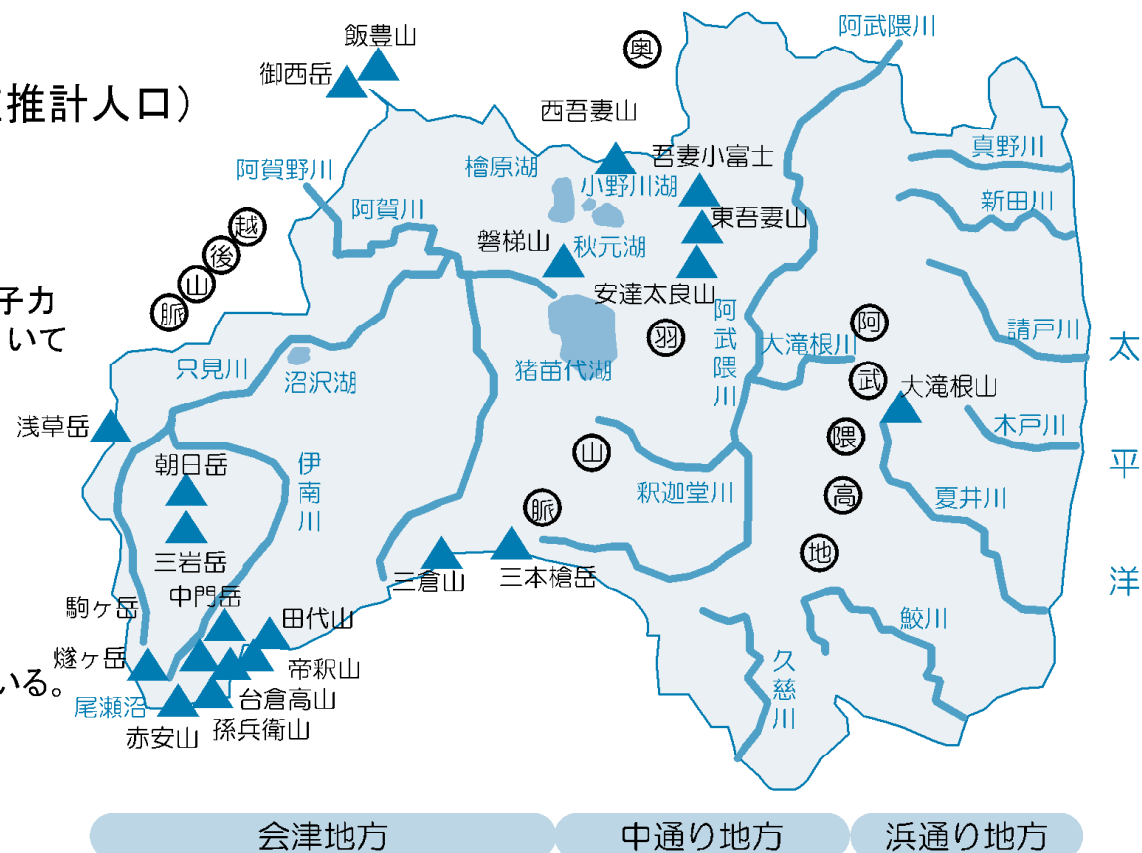
## ■水道事業数(平成25年度末)

上水道:37事業

簡易水道:140事業

用水供給:3事業

※ 小規模な簡易水道が中山間地に散在している。







## 4-1-1 権限移譲の要件に関する取組状況【要件1】

### 【要件1】水道事業基盤強化計画(仮称)の策定

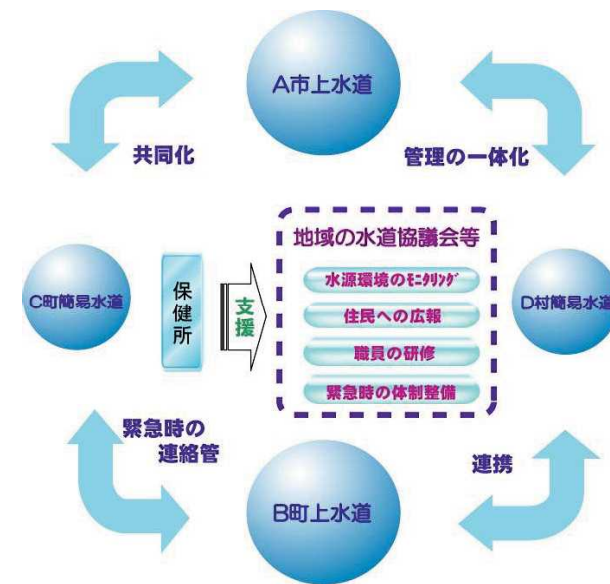
- 運営基盤の強化方策
  - 地域割りを行い、広域化、官民連携、ダウンサイジング等の方針を示す
  - 関係者の協議会等の設置
  - 段階的な取組の目標年度を示す
- アセットマネジメントの実施計画を踏まえた老朽化施設の計画的な更新・耐震化の推進
- 広域的な水質管理
- 計画に示す施策の実効性の確保

都道府県水道ビジョンに全てを記載している場合は、水道事業基盤強化計画に代えることが可能

### 【都道府県水道ビジョンとの関連】

福島県水道ビジョン(=福島県水道整備基本構想)は、平成18年3月に策定。  
東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、平成26年3月に改定した。

- ◆ 地域水道ネットワークの形成
  - 各保健所の管内の水道事業体を対象とした研修会等の実施
  - ネットワークの素地の形成
- ◆ 災害や事故に強い水道の構築の促進
- ◆ 福島県水道危機管理マニュアルに基づく水道事業体、関係機関等との連絡・調整
- ◆ 水道管理水準の向上の取組
  - 立入検査等による状況把握
  - 会議、研修会等による啓発
- ◆ 飲料水の放射性物質モニタリング検査体制の整備



地域水道ネットワークのイメージ



## 4-1-2 権限移譲の要件に関する課題【要件1】

福島県水道ビジョンは、  
水道事業基盤強化計画が要請している内容の全てを記載しているとは言えない。



水道事業基盤強化計画を新たに作成する必要があるが、次の課題が考えられる。

- 地域割りを行い、当該地域に即した広域化等の方針を定めるためには、市町村等水道事業体との調整・協議が必要不可欠
- 大臣認可事業体には、主体的役割を要請



- 大臣認可事業体との調整・協議が行いにくいという課題は解決されないまま、広域化の方針を定める必要がある  
【権限移譲は手段の一つであって、目的ではない】

- 老朽化施設の更新・耐震化の推進を図るためには、市町村の現状と事業計画等の把握が必要



- (当然取り組むべき課題であるが)関係資料を作成するため、特に小規模な事業体では負担が大きく、時間を要する

- 広域的な水質管理については、県も含めた監視体制を確保する計画が必要



- 県として新たな取組が必要(上流～下流の排出・取水に関する体系的な情報連絡体制の整備等)

## 4-2 権限移譲の要件に関する取組状況と課題【要件2】

### 【要件2】 都道府県の業務の監視体制の整備

- 専任職員数を5名以上確保
- 専任職員に水道技術管理者の資格を有する者を1名以上確保

#### 【認可関係事務の実施体制】

- ◆ 認可関係事務は、本庁(食品生活衛生課)が取扱う。
- ◆ 事前協議は、原則として事業者、保健所及び本庁の三者で実施する。

#### 【立入検査の実施方法】

- ◆ 水道施設等立入検査実施要領に基づき、各保健所が水道事業者に対して、書類検査・現場検査を実施。
- ◆ 立入検査の状況については、「水道データベース」に蓄積し、全県的な状況の把握を可能としている。
- ◆ 保健所担当職員を対象とした研修会を実施し、課題等を共有している。

#### 【水道技術管理者の有資格者の状況】

- ◆ 県営の水道(用水供給)事業がないため、水道技術管理者の資格を有する職員は存在しない。
- ◆ 県が設置する専用水道も、第三者に委託しているため、水道技術管理者の資格を有する職員は存在しない。

食品生活衛生課の業務体制(平成27年度)

職名等	課長	主幹	主任主査	主査	副主査	技師	主事
	(技)	(事)	(技)	(技)	(技)	(技)	(事)
人数	1	1	1	1	1	1	1

水道施設の立入検査実施状況(平成25年度)

保健所	職員数 ※	知事認可事業数				立入検査	
		上水道	用水供給	簡易水道	計	延件数	実施率(%)
県北	5	6	0	21	27	28	103
県中	3	8	0	14	22	27	122
県南	3	5	1	11	17	18	105
会津	5	5	0	57	62	85	137
南会津	3	1	0	25	26	30	115
相双	4	3	0	12	15	13	86
計	23	28	1	140	169	201	118

※生活衛生営業等の監視指導を兼務。県中保健所は専門員(任期付き再雇用者)1名を含む。

本庁職員は主任主査以下5名。立入検査は保健所が原則全施設実施。水道技術管理者の有資格者はいない。

## 5 権限移譲の要件に対する意見等

厚生労働省が示した要件		福島県の状況
権限移譲の対象	都道府県内で水利調整が完結するものに限る	➤ 対象は、浜通りの3事業のみ(全て東日本大震災の被災団体)
	上記以外の場合であっても、用水供給事業と垂直統合する場合は対象	➤ 福島市・伊達市⇔福島(企)、白河市⇔白河(組)の垂直統合必須 ➤ 移譲対象外が3水道事業、1用水供給事業
広域化等を推進する「水道事業基盤強化計画」(仮称)を作成すること		➤ 広域化等:大臣認可事業体を含めた協議・調整必要 ➤ 耐震化等:事業体によるデータ収集・整理の負担大
業務の監視体制を十分に整えること(水道技術管理者有資格者の設置)		➤ 水道技術管理者の有資格者は不在



### 【会津】

- 権限移譲の対象とされる水道(用水供給)事業が存在しない。

### 【中通り】

- 権限移譲の対象とされるためには、知事認可の構成事業体も含めた垂直統合の実施が求められる。
- 事業体間の調整には長期間を要すると考えられるため、早期に水道事業基盤強化計画を策定することは難しい。

### 【浜通り】

- 権限移譲の対象となる3事業体を含む全事業体は、基礎的な業務の他、東日本大震災や原子力災害に伴う業務・課題を抱えている。
- 現在の状況下では、復旧・復興事業を最優先させる必要があるため、直ちに水道事業基盤強化計画を策定できる状況にはない。



- 直ちに要件を満たし、権限移譲を求めることは難しい。
- 復旧・復興事業の進捗や、事業統合等の調整が図られ、権限移譲が必要な状況が認められれば、手挙げすることを検討していく。